

意見交換の論点について

- 1 若年女性の喫煙対策について
- 2 未成年者の喫煙対策について
- 3 受動喫煙防止対策について

1 若年女性の喫煙対策について

【現状と課題】

◆指標

- ①若年女性（20-29歳）の喫煙率：13.1%（H27：17.1%）
(H28 県民健康・栄養実態調査—喫煙率の推移；資料 No.2, p.2)

- 女性全体の喫煙率は横ばい傾向にあるものの、若年女性の喫煙率はH25～27にかけて上昇。H28に減少したが、他の年代と比較し依然高い傾向にある。
- これから妊娠・子育てを控える若年女性（喫煙によるリスクが高い世代）に向けたアプローチが特に必要。

- ②若年女性（20-29歳）の喫煙者の中、たばこをやめたい者：54.5%（H27：28.6%）
(H28 県民健康・栄養実態調査)

- 喫煙者の半数以上がたばこをやめたいと思っている。
- たばこをやめたい者がやめるためのアプローチが必要。

◆昨年度の協議会におけるご意見

- 働き始めたときに喫煙し始める者が多い。
- 喫煙は美容面に影響を及ぼすということを若年女性に伝えるべき。
- 妊娠したときに禁煙すればよいと思っていても、実際は簡単に禁煙できない。
- 妊娠への影響を強調すべき。リスクを軽く考えてしましがち。
- インパクトのある啓発が重要（例：喫煙により大きく異なる一卵性双生児の顔）

◆県の取組

- 成人式における女性向けリーフレットの配布（H29年度：25市町村 12,290部）
- 若年女性向けコミュニティサイトの改修
- インターネット広告への掲載

【論点】以下の者へのさらなるアプローチには、どのような手法・内容が効果的か。

- 禁煙したい若年女性
- 働き始めの女性
- 健康への影響が大きい妊娠・子育て期に喫煙している女性

2 未成年者の喫煙対策について

【現状と課題】

◆指標

未成年者で喫煙経験がある者の割合 (H28 新潟県青少年健全育成実態調査; 資料 No.2, p.6)

小学5年生 : 1.2% (H25 : 1.2%)

中学2年生 : 1.0% (〃 3.2%)

高校2年生 : 2.7% (〃 4.8%)

○喫煙している未成年者本人へどのように啓発するかが課題

◆昨年度の協議会におけるご意見

○保健体育の授業だけではなく、道徳に関連付けて将来設計やキャリア教育の一環でやってはどうか。

○やめようとしてもやめられないということをどのように教えるべきか。

○ニコチン依存を強調して教えるべき。

○大人と子どもでは対策が全く別。若年の段階（小学校）で教育し、大人になっても吸わない方向に持っていくのが良い。

○吸い始めるタイミングは男女問わず「働き始め」。成人式あたりが教育のタイミングとして良いと思う。

○禁煙ポスターを地域振興局や県立病院等に巡回展示するなどの方法を考えてほしい。

○子どもに対する喫煙防止策については、健康対策課と教育委員会とで横串を刺すことが必要。

◆県の取組

○「タバコフリーキッズ@にいがた」（対象：小学生）

○禁煙ポスターコンクール

○若年女性への啓発リーフレットの配布（成人式）

【論点】

○未成年者の喫煙防止対策のためには、教育現場からのアプローチが効果的。多くの教職員に啓発できる場、方法はどのようなものが考えられるか。

3 受動喫煙防止対策について

【現状と課題】

◆指標

①禁煙・分煙宣言施設登録事業及び健康づくり支援店「禁煙・分煙対策部門」事業の登録数は増加。（資料 No.2, p.10）

禁煙・分煙宣言施設 : 176 施設増加
健康づくり支援店「禁煙・分煙対策部門」 : 33 施設増加

②「自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙の機会)があった者の割合」
 〈新潟県〉

	H23	H27	H28
学校	6.8%	2.4%	2.9%
職場	50.6%	43.5%	41.7%
飲食店	51.8%	38.3%	42.7%
医療機関	5.0%	6.5%	5.9%

(H28 県民健康・栄養実態調査)

〈全国〉

	H23	H27	H28
学校	5.4%	3.6%	5.0%
職場	35.7%	30.9%	30.9%
飲食店	45.1%	41.4%	42.2%
医療機関	5.9%	3.5%	6.2%

(H28 国民健康・栄養調査)

- 全国・新潟県ともに飲食店において受動喫煙の機会があった者の割合が最も多い。
- 新潟県では、飲食店及び職場において受動喫煙の機会があった者の割合が全国より高い。
- 厚生労働省では、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて受動喫煙防止対策を強化する方針。

◆昨年度の協議会におけるご意見

- 喫煙室を周囲から見えやすい場所に設置するべき。
- 効果的な分煙のためには費用がかかる。
- 飲食店におけるたばこ対策について、客だけではなく従業員の受動喫煙問題を取り上げるべき。
- 敷地内禁煙としたときに、周囲に迷惑がかからない方法は？（敷地外での喫煙問題）
- 議員から「分煙はどうか」と言われた経緯があるが、健康面からそういうわけにはいかない。
- 議会がバリアになることが多い。

◆県の取組

- 禁煙・分煙宣言施設登録事業、健康づくり支援店「禁煙・分煙対策部門」事業（飲食店向け）の実施
- 喫煙マナー啓発としてポスターの配布
- 事業所向け出前講座の実施（各保健所）

【論点】

- 職場における受動喫煙防止対策について、どのような取組が効果的か。
 - ・職場において受動喫煙の機会のあった者の割合について、県は全国より10%以上高い。
 - ・県では、働き盛り世代の健康づくりが今後の課題であり、職域での取組が必要。
- 飲食店における受動喫煙防止対策について、どのような取組が効果的か。
 - ・非喫煙者と喫煙者の両方を顧客としている場合がある。
 - ・従業員の受動喫煙対策を講じる必要がある。